

被災者支援に関連する概算要求の内容

1 . 内閣府（防災担当）

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討

5年度概算要求額 9百万円（25百万円）

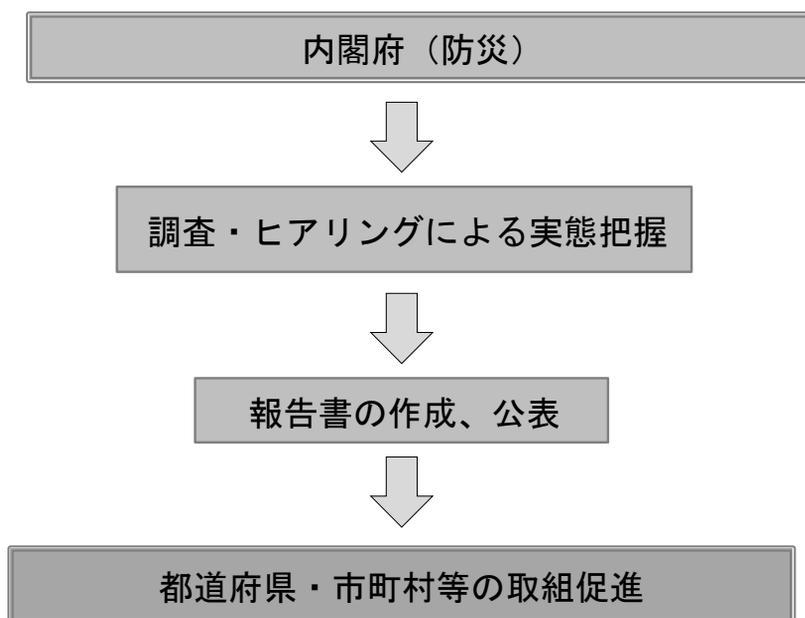
事業概要・目的

○避難所における感染症対策や良好な生活環境の確保等に係る調査検討

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、更なる感染症対策の推進や、その収束後も見据えた避難所の環境改善等について、有識者による検討会の指摘等も踏まえながら、自治体において必要となる被災者支援の取組について調査検討を実施する。

具体的には、避難所に必要な機能等の考え方の整理に加え、在宅避難や車中泊避難等の避難所以外へ避難する者への支援のあり方等について実態調査をいっつつ現状の課題及び対応策の検討を進める。

事業イメージ・具体例



期待される効果

○都道府県・市町村職員等への周知等を行うことにより、避難所の開設等の準備だけでなく、被災者の生活環境の整備を促進することにもつながるものである。

要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

5年度概算要求額 32百万円（32百万円）

事業概要・目的

- 大規模な自然災害が近年頻発している中、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっている。
- 令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。
- これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、令和3年度から取り組んだモデル事業の成果を活用して、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。
- このためには、取組が十分に進んでいない市町村を後押しすることが必要であり、都道府県の役割が極めて重要であることを踏まえ、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

事業イメージ・具体例

<個別避難計画作成加速化事業>

- 全国都道府県会議の開催（年5回程度）
 - ・ 全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県毎の作成状況、市町村への支援の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。
- 都道府県を対象とした加速化支援事業の実施
 - ・ 都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。
 - ・ 市町村の伴走支援のための研修、普及啓発等を実施し、提供する。
- サポーターの派遣
 - ・ 先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
 - ・ 具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。

<普及・啓発事業>

- 個別避難計画作成モデル事業のポータルサイトの運用
 - ・ 2年間のモデル事業で得られた、効率的・効果的な作成プロセスを全国の自治体に共有する。
 - ・ 個別避難計画に関する情報を収集し、ポータルサイトに掲載することで自治体を支援する。

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により個別避難計画作成の加速が図られる。

被災者に寄り添った支援手法の調査・推進

5年度概算要求額 30百万円（新規）

＜うち重要政策推進枠30百万円＞

事業概要・目的

- 自然災害が激甚化・頻発化し、被災者の早期の情報把握と生活再建の実現が喫緊の課題となっている中、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う取組である「災害ケースマネジメント」を一層推進する必要がある。
- 令和3年度は災害ケースマネジメントの実施状況や実態把握について調査し、今後、災害ケースマネジメントに取り組みようとする地方公共団体の参考となるよう、取組事例集を作成・公表した。
- 令和4年度はこの取組事例集等を踏まえ、全国の地方公共団体が、災害ケースマネジメントを実践していくに当たり標準的な取組方法や活用可能な制度等をまとめた手引書を作成・公表予定である。
- 令和5年度はこの手引書を活用し、被災者の個々の被災状況や生活状況の把握、専門的な能力を持つ多様な関係者との連携等被災者支援の留意点等について、各地方公共団体の職員、福祉関係者等を対象に研修等を実施することで、災害ケースマネジメントの取組を推進する。
- また、災害ケースマネジメントの取組が、被災者一人ひとりにとって、着実に、効果的かつ継続的な支援が全国の地方公共団体で実践されるよう、令和4年度運用予定のクラウド型被災者支援システムを活用した実証事業を実施する。

事業イメージ・具体例

<研修事業>

○災害ケースマネジメントの取組の定着

- ・各土業の専門家、福祉関係者、医療関係者、地方公共団体職員等に対して、令和4年度にまとめた手引書を用いて、基本的な考え方、取組実施の概要等を説明し、災害ケースマネジメントの取組の定着を図る。

○自治体間によるノウハウ共有の場の提供

- ・既に優良な取組を行っている地方公共団体の状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、この会議の場等で得られた知見を効果的に全国の自治体に共有できる機会を提供する。

<デジタル管理システム>

○一人ひとりの被災者が抱える多様な課題をデジタル化

- ・地方公共団体が共同利用できるクラウド上の「被災者支援システム」に、一人ひとりの被災者が抱える多様な課題を詳細に記載するとともに、生活再建に向けた取組（各種の支援実績や訪問記録等）を時系列に記録することで、被災者に寄り添った支援を効果的・効率的に行える機能の検証環境を構築し、実証を行う。

期待される効果

- 災害ケースマネジメントの取組が全国の地方公共団体で実施されることで、被災者一人ひとりにきめ細やかな支援ができるようになる。
- 優良な取組事例の共有により、現時点で取組中の団体であっても、より優れた（被災者のニーズにあった）支援ができるようになる。
- 取組の手法として、システムを活用することで、被災者に寄り添った効果的・効率的な支援を全国で行うことができるようになる。

被災者支援・復興対策の推進①

(災害の被害認定基準等の適正な運用の確保経費)

5年度概算要求額 1300万円(1400万円)

事業概要・目的

- 罹災証明書は、各種支援策の判断材料として活用されるため、その前提となる住家の被害認定調査から罹災証明書の交付までの一連の業務は、発災後速やかに実施する必要がある。
- 内閣府防災では、豪雨災害に伴う被害認定調査業務において、河川の氾濫などにより外力による一定の被害が生じた住家には、浸水深による簡易な判定を可能とするなど、その効率化・迅速化に取り組んできた。
- 一方で、局地的な豪雨などにより、外力による一定の被害が生じない内水氾濫も頻発しているため、内水氾濫による被災住家についても、簡易な判定の導入に関する課題や手法等を調査・分析し、被害認定業務の更なる効率化・迅速化を図る。

事業イメージ・具体例

- 内水氾濫の被害を受けた住家について、過去の被害認定調査の実績などを調査・分析し、簡易な認定手法の検討を行い、自治体へ周知する。

【事業イメージ】

- ・近年、内水氾濫による住家被害が発生した自治体から、被害認定調査の事例を収集し、被害程度の傾向や簡易な判定手法などの調査・分析を踏まえ、実施体制の手引き等を改定、自治体に周知する。
- ・全国の調査員の能力向上を図るため、改定した手引きや過去の事例などを基に、各種災害に応じた適切な演習問題等を作成し、自治体への説明会等で活用する。

期待される効果

- 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査及び罹災証明書の交付を実施できるようにすることで、各種支援策を円滑に進めることができる。

官民連携による被災者支援体制整備事業

5年度概算要求額 50百万円（新規）

事業概要・目的

- 自然災害の頻発化・激甚化、巨大災害の懸念、超高齢社会の中、行政のマンパワーとスキルだけで被災者支援を担うことは難しく、専門性を持つNPO等の民間ボランティア団体や企業等の多様な主体を被災者支援の担い手として位置付け、その活動を促進する必要がある。
- このような民間団体や企業等による被災者支援活動を促進するためには、都道府県レベルで、多様な被災者支援の担い手間の連携、情報共有が重要であり、このような役割（コーディネーション）を担う中間支援組織等の体制整備や強化が必要である。
- また、被災者支援の実態を調査し、中間支援組織等に求められる機能や活動の現状を把握することで、効率的で質の高い被災者支援の実現を目指す。

事業イメージ・具体例

(1) 都道府県域における官民連携体制の整備・強化事業

【支援対象となる主な活動】

- ・ 県内の主な活動団体による協議会の運営、活動計画の策定
- ・ 県内外の関係団体による災害時連携訓練、テーマ別検討会等の実施
- ・ 災害ケースマネジメント実施計画の策定
- ・ 活動団体向けのマニュアル・手引きの作成、研修実施
- ・ 市民向け講座の実施、修了者のネットワーク化
- ・ 情報収集・情報発信
- ・ 活動団体の連携促進のための大会の開催

(2) 都道府県域・全国域での被災者支援活動の実態調査

- ・ 近年の被災地における被災者支援の実態調査
- ・ 官民による被災者支援活動の実態や中間支援組織等の役割の実態調査

期待される効果

- 災害時の調整の要となる中間支援組織等が平時から活動することで、災害時の円滑な活動調整が可能となる。
- 中間支援組織が未整備の都道府県における整備、活動の活性化が進む。
- 被災者支援における共助の幅や質が向上し、行政の負担の軽減が期待される。

2 . 厚生労働省

令和5年度概算要求額 7百万円（4百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県からの要請に基づき被災地に出動したDMATの活動に係る費用は、
 - ・災害救助法が適用された地域で活動した場合、同法により費用支弁
 - ・同法が適用されない航空機・列車事故などの事故災害は、本事業（DMAT活動支援事業）により費用支弁を行っている。
 - しかしながら、DMATが都道府県庁に設置された保健医療調整本部等において、本部活動（被災地域で活動する医療チームの派遣調整や被災医療機関の情報収集など）に従事した場合の費用は、災害救助法や本事業のいずれにおいても費用支弁の対象となっていない。
 - 近年の災害では、災害現場での医療活動に加え、保健医療調整本部等での業務が増加していることから、DMATの本部活動に係る費用を補助対象に追加する。 ※活動実績は、別添「参考資料」の通り
- また、DMATと同様に、厚生労働省が養成している災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊については、事故災害での活動費用は本事業の対象としていなかったことから、本事業の補助対象経費に追加する。

2 事業の概要・スキーム

- **拡充内容**
 - ①保健医療調整本部等において、DMAT・DPAT先遣隊が活動した場合の費用を追加。
 - ②近年の被災地におけるDPATの活動の重要性に鑑み、DPATの活動に係る費用を追加。
 - ③DMAT、DPAT先遣隊が活動中の事故等により負傷した場合に備えるために加入する「保険料」を追加。
 - **対象経費等**

【対象経費】 ・航空機や列車の事故など、災害救助法が適用されない事故現場で医療活動を行ったDMATやDPAT先遣隊に係る経費

 - ・災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部活動を行ったDMATやDPAT先遣隊に係る経費
- 【補助率】 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

3 実施主体

- 都道府県からDMAT指定医療機関、DPAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県。



令和5年度概算要求額 7百万円（4百万円） ※（）内は前年度当初予算額

【参考1】災害時におけるDMATの主な本部活動実績

- 平成28年 熊本地震
 - DMATロジスティックチーム 84名：急性期の指揮系統の立ち上げや災害医療コーディネーターの活動を補助
- 平成30年 7月豪雨【高梁川（岡山県）や久米川（愛媛県）の氾濫、土石流の発生（広島県）など】
 - DMATロジスティックチーム 48名：岡山県、愛媛県、広島県において本部活動に従事
- 平成30年 北海道胆振東部地震
 - DMATロジスティックチーム 59名：東胆振東部3町医療救護保健医療調整本部等で本部活動に従事
- 令和元年 東日本台風
 - DMATロジスティックチーム 81名：宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県、静岡県の県庁での本部活動に従事
- 令和元年 房総半島台風
 - DMATロジスティックチーム 59名：千葉県庁での本部活動に従事
- 令和2年 7月豪雨【球磨川（熊本県）の氾濫】
 - DMATロジスティックチーム 74名、DPAT9隊：熊本県庁での本部活動に従事

【参考2】事故災害におけるDMATの主な活動実績

- 平成24年12月 中央高速自動車道 笹子トンネル天井崩落事故
 - ・山梨県立中央病院等からDMATを派遣（3チーム程度）
- 平成26年5月 姫路港沖タンカー火災事故
 - ・赤穂市民病院からDMATを派遣（1チーム）
- 平成28年1月 軽井沢スキーツアーバス転落事故
 - ・前橋赤十字病院からDMATを派遣（2チーム）
- 令和3年12月 大阪府診療内科クリニック火災
 - ・大阪府済生会千里病院からDMATを派遣（1チーム）

被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村

※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和4年度予算：101,395千円（101,395千円）
 （生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数）

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援（災害時福祉支援チームの派遣）が行えるよう、都道府県単位での福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要。

こうしたネットワークの全国的な構築を推進するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、各都道府県による公民協働の取組を支援する。

※1 都道府県当たりの補助上限額：基本事業等645万円（注）（定額補助）+ 体制強化事業150万円（1回限りの定額補助。ネットワーク構築済み都道府県のみ）
 （注）基本事業のうち連携体制充実事業及び災害対応力向上事業を実施しない場合は補助上限額：150万円

【参考】

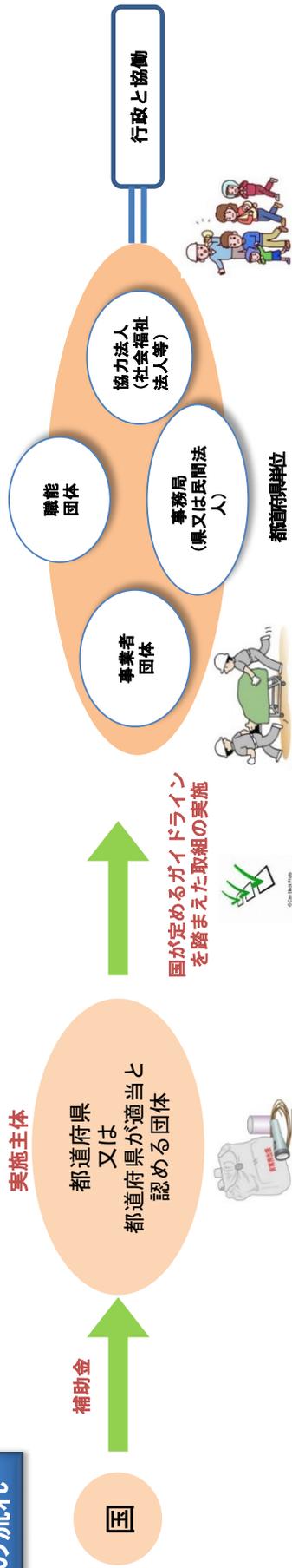
1. 災害福祉支援ネットワークとは…

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所において、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

2. 災害派遣福祉チームとは…

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

事業の流れ



【基本事業】※150万定額補助
 ○事務所の立ち上げ・運営、○支援体制検討・構築、○普及・啓発、ODWATの組成、○他都道府県との連携

【連携体制充実事業】※上限に175万上乗せ
 ○保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築、○受援体制の検討・構築、○市町村の会議への参加と連携体制の構築等

【災害対応力向上事業】※上限に320万上乗せ
 ○災害福祉支援コーディネーターの配置
 ○保健医療活動チームとの合同研修・訓練

【体制強化事業】※150万定額補助(1回限り)
 ○ネットワーク本部の体制整備
 ○被災状況把握のためのシステム作り

被災者見守り・相談支援等事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和5年度概算要求額 13億円（13億円）※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（令和4年度時点で事業を実施している災害：熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨）

2 事業の概要・スキーム



3 . 国土交通省

頻発する地震・風水害などの災害への備えを強化するため、被災者の早期の自宅再建を支援するための「災害復興住宅融資」や、移転や耐震改修などの事前対策を支援するための「災害予防系融資」について、更なる金利の引下げによって、被災者や事前対策を行おうとする者への支援を強化する。

<現行制度の概要>

	災害復興住宅融資		災害予防系融資	
	災害復興住宅融資		耐震改修融資	地すべり等関連住宅融資
融資対象	災害により滅失・損傷した住宅の復旧(建設・購入・補修)		レッドゾーンからの移転等	
融資実績・事前対策が必要なストック数	(熊本地震の例) 罹災証明書交付件数(2022年7月時点) 約21万世帯※1 融資実行実績(2022年6月時点) 約4千戸		耐震改修促進法に基づく耐震改修工事等	土砂災害特別警戒区域に居住する世帯(2015年時点) 約20万世帯※3
高齢者向け返済特例※4	あり		あり	あり(2022年10月から)

※1 熊本県災害対策本部公表資料 ※2 「住宅・土地統計調査」をもとに、国土交通省推計 ※3 「国勢調査」及び「国土数値情報」をもとに、国土交通省推計

※4 自宅再建等のための資金調達が困難な高齢者に対して、月々の返済額を利息分のみとして負担を軽減する特例制度

近年の水害の激甚化・頻発化や浸水想定区域の拡大を踏まえ、水害時の一時避難場所の整備を拡大・加速するため、避難者の受入人数要件等の緩和を行う。

背景・課題

○水害の激甚化・頻発化

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生。

平成30年7月豪雨

死者・行方不明者：271名
建物全壊：6783棟
被害額：1.2兆円



岡山県倉敷市真備町

令和元年東日本台風

死者・行方不明者：108名
建物全壊：3229棟
被害額：1.9兆円



長野県長野市

令和2年7月豪雨

死者・行方不明者：86名
建物全壊：1620棟
被害額：6000億円



球磨川の堤防決壊

出典：国土交通白書等

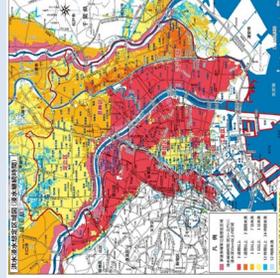
○浸水想定区域の拡大

水防法の改正(R3年7月施行)により、大河川以外の一級河川及び二級河川を洪水浸水想定区域の指定対象に追加。



○民間建築物等における避難場所確保の必要性

公的施設と併せて民間建築物も活用し、幅広く水害時の一時避難場所の確保を進めることが必要。

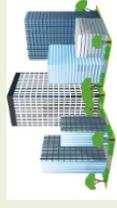


洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)
出典：江東5区大規模水害ハザードマップ

現行制度

○対象建築物

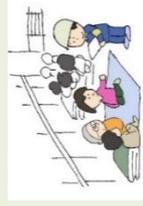
地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等



○補助対象費用

避難者を受け入れるために付加的に必要な下記の施設等の整備に要する費用を支援。

受入スペース



防災備蓄倉庫



受入関連施設



非常用発電機



マンホールトイレ



止水板

○補助要件

- ・100人以上（既存建築物を活用する場合は20人以上）の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること
- ・浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
- ・耐震性を有すること（新築の場合は耐震等級2相当）
- ・通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等